

報 告

中小零細製造業が多い業界団体を対象にした 歯科医師による特殊健康診断に関する実態調査

米永 崇利¹⁾ 安田恵理子^{2,3)} 米永 哲朗²⁾ 東 哲司¹⁾
岩井 浩明¹⁾ 笹井 保之¹⁾ 多畠昂一郎¹⁾ 友藤 孝明¹⁾

概要：労働安全衛生法第 66 条第 3 項および労働安全衛生規則第 48 条に基づき、有害業務に従事する労働者には、雇入れや配置替え時、さらにその後 6 か月以内ごとに 1 回、定期的に歯科健康診断を行うことが義務付けられている。このように、歯科医師による特殊健康診断の実施は法的に定められているものの、その実施状況に関する報告は限られている。そこで本研究では、中小零細製造業の多い業界団体の協力を得て、事業場を対象に歯科医師による特殊健康診断の実施状況をアンケートで調査した。調査期間は 2024 年 10 月 16 日～11 月 22 日、回答は Google フォームまたは FAX で受け付けた。その結果、170 事業場中 44 事業場 (25.9%) から回答を得た。「歯科医師による特殊健康診断を実施しているか」の質問に「はい」と答えた割合は、従業員 50 人以上の事業場で 83.3% だったのに対し、50 人未満では 28.0% に留まった。また、従業員 50 人未満の事業場で実施していない理由としては、「依頼先がわからない」「歯科以外の特殊健診の対応で手一杯である」「時間の確保が難しい」の順に回答が多かった。これらの結果は、小規模事業場において歯科医師による特殊健康診断が十分に普及していないことを示唆している。特に「依頼先がわからない」の回答が多かったことから、小規模事業場に対する情報提供体制の構築が必要であると考えられる。

索引用語：中小零細製造業、特殊健康診断、実態調査

口腔衛生会誌 76: 55-60, 2026

(受付：令和 7 年 9 月 9 日／受理：令和 7 年 11 月 12 日)

緒 言

職業に起因する歯科疾患の防止は、産業歯科保健における重要な課題の一つである。労働安全衛生法第 66 条第 3 項および労働安全衛生規則第 48 条では、有害な業務に従事する労働者の人数にかかわらず、すなわち該当労働者が 1 人でもいる場合には、雇入れ時や配置替え時、さらにその後 6 か月以内ごとに 1 回、定期的に歯科健康診断を実施することが事業者に義務付けられている。

しかし、法律で義務化されているにもかかわらず、歯科医師による特殊健康診断の実施率は低いことが指摘されてきた。例えば、令和元年度に厚生労働省が一部地域の事業場を対象に実施した自己点検では、歯科医師による特殊健康診断が行われていた事業場は 31.5% に留まっていた^{*1}。特に、常時使用する労働者数が 50 人未満の

小規模事業場における実施率は 22.5% と低かった。この背景には、令和元年度では、50 人未満の小規模事業場には健診結果の報告義務がなかったことが関係していると考えられる。

こうした状況を受け、令和 4 年 10 月の法令改正により、歯科健康診断を実施した事業者は、労働者数にかかわらず、遅滞なく歯科健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出することが義務化された¹⁾。この改正により、特に小規模事業場において、歯科医師による特殊健康診断の実施が今後増加することが期待される。

しかし現時点では、小規模事業場における特殊健康診断の実施状況は十分に把握されていない。そこで本研究では、中小零細製造業の多い業界団体の協力を得て、事業所を対象に歯科医師による特殊健康診断の実態調査を行った。なお、常時使用する労働者が 50 人以上の事業

¹⁾ 朝日大学歯学部口腔感染医学講座社会口腔保健学分野

²⁾ 米永歯科医院

³⁾ 大阪歯科大学口腔衛生学講座

*1 厚生労働省：令和元年度歯科健診実施状況自主点検の結果、<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/000916672.pdf> (2025 年 8 月 14 日アクセス)。

場では、産業医の選任、衛生委員会の設置、定期健康診断結果報告書の提出などが義務付けられており、50人未満の事業場とは労働安全衛生管理体制が異なる^{*2}。このため、本研究では、常時使用労働者数が50人未満の事業場と50人以上の事業場とで比較を行い、その結果を報告する。

対象および方法

1. 調査対象

関西にある中小零細製造業が多い業界団体の事業場に対してアンケート調査を行った。調査依頼は業界団体を通じて行い、アンケートを郵送または電子メールで各事業場に配布した。調査期間は2024年10月16日から同年11月22日までとし、回答はGoogleフォームまたはFAXにより回収した。回答は1事業場につき1名（主に安全衛生管理担当者）が記入した。なお、本研究は朝日大学歯学部倫理審査委員会の承認（承認番号36019）を得てから行った。

2. アンケートの質問項目

アンケートの質問項目は、以下の5領域から構成した。

1) 事業場における特殊健診の対象物質の取り扱い状況

塩酸、硝酸、硫酸等、取り扱っている有害化学物質の名称を複数回答形式で質問した。また、これらの物質を取り扱う頻度や取り扱う人数についても尋ねた。

2) 事業場における管理体制

局所排気装置の自己点検頻度（1年に1回、2～3年に1回、不明）を单一回答で質問した。さらに、保護具の使用状況の定期的な確認、化学品の分類および表示に関する世界調和システム（Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals; 以下、GHS）ラベルの表示、安全データシート（Safety Data Sheet; 以下、SDS）の周知、化学物質管理者の配置の有無を確認した。

3) 歯科医師による特殊健康診断の認知度および実施状況

労働安全衛生法に基づく歯科医師による特殊健康診断の義務化を知っているか（はい／いいえ）、歯科医師による特殊健康診断の実施の有無（はい／いいえ）、歯科医師による職場巡視の有無（はい／いいえ）、所轄労働基準監督署長に報告する義務があることを知っているか（はい／いいえ）、および所轄労働基準監督署長に令和4年以降の新しい様式で報告しているか（はい／いいえ）

について質問を行った。

4) 歯科医師による特殊健康診断を実施していない理由

実施していない事業場に対して、その理由（実施対象者がいない、費用面の問題がある、依頼先がわからない、歯科以外の特殊健診への対応で手一杯である、時間の確保が難しい）を複数回答形式で尋ねた。

5) 歯科医師による特殊健康診断に関する勉強会等の参加状況とニーズ

事業主または従業員を対象に、歯科医師による特殊健康診断に関する勉強会等に参加または開催した経験の有無（はい／いいえ）および歯科医師による特殊健康診断に関する勉強会等の開催希望のニーズ（はい／いいえ）について質問した。

3. 統計解析

すべての結果を事業場数で示した。事業場規模による労働安全衛生管理体制の違いを考慮して、事業場の従業員数を「50人未満」と「50人以上」の2群に分類した。群間比較には2×2分割表を用い、各セルの期待値を確認した。期待値が5未満となるセルを含む場合にはフィッシャーの正確確率検定を、それ以外の場合には χ^2 検定を実施した。なお、無回答は統計解析の対象から除外した。統計学的な有意水準は5%未満とした。また、統計解析にはSPSS Statistics（version 27、日本アイ・ビー・エム株式会社、東京）を使用した。

結 果

170中44の事業場（25.9%）から回答を得た。そのうち、32（72.7%）は従業員数50人未満の事業場だった。

1. 事業場における特殊健診の対象物質の取り扱い状況

すべての事業場で酸が取り扱われており、塩酸が最も取り扱われていた（表1）。その他の物質には、クロム酸（3事業場）、青化カリウム（1事業場）、リン酸（1事業場）、過酢酸（1事業場）の回答があった。また、これらの物質の使用頻度は週3回以上が35事業場（50人未満26事業場、50人以上9事業場）と最も多かった。物質の使用頻度について、50人未満の事業場と50人以上の事業場との間に有意差はなかった。一方、物質の取り扱い人数について、50人未満の事業場では5人以下、50人以上の事業場では11～50人の回答が最も多かった。

2. 事業場における管理体制

「局所排気装置の自己点検の頻度はどれくらいですか」の質問に対して、31（全体の70.5%）の事業場（50人未

*2 愛知労働局：安全衛生管理体制について、<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/content/contents/000710905.pdf>。（2025年11月3日アクセス）。

表1 事業場における特殊健診の対象物質の取り扱い状況

質問項目	全体 (n=44)	従業員数			p 値
		50人未満 (n=32)	50人以上 (n=12)		
塩酸	44 (100)	32 (100)	12 (100)		
事業場で取り扱っている物質のうち該当するもののは何ですか。 (複数回答可)	硝酸	37 (84.1)	26 (81.3)	11 (91.7)	
	硫酸	38 (86.4)	29 (90.6)	9 (75.0)	
	亜硫酸	1 (2.3)	0 (0.0)	1 (8.3)	—
	フッ化水素	6 (13.6)	4 (12.5)	2 (16.7)	
	黄リン	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
	その他	7 (15.9)	4 (12.5)	3 (25.0)	
	週に3回以上	35 (79.5)	26 (81.3)	9 (75.0)	
上記の物質を取り扱う頻度はどれくらいですか。	週に1～2回	6 (13.6)	5 (15.6)	1 (8.3)	
	月に2～3回	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0.645
	月に1回以下	2 (4.5)	1 (3.1)	1 (8.3)	
	その他	1 (2.3)	0 (0.0)	1 (8.3)	
	5人以下	24 (54.5)	22 (68.8)	2 (16.7)	
上記の物質の取り扱い人数	6～10人	9 (20.5)	8 (25.0)	1 (8.3)	—
	11～50人	9 (20.5)	2 (6.3)	7 (58.3)	
	51人以上	2 (4.5)	0 (0.0)	2 (16.7)	

数値は事業場数 (%) を示す。ただし、四捨五入の関係で、合計が100% にならないことがある。

*フィッシャーの直接確率検定

— 検定していない

表2 事業場における管理状況

質問項目	全体 (n=44)	従業員数			p 値*
		50人未満 (n=32)	50人以上 (n=12)		
局所排気装置の自己点検の頻度はどれくらいですか。	1年に1回	31 (70.5)	19 (59.4)	12 (100)	
	2～3年に1回	4 (9.1)	4 (12.5)	0 (0.0)	0.031
	不明	9 (20.5)	9 (28.1)	0 (0.0)	
保護具の使用状況の定期的な確認	対応している	30 (68.2)	18 (56.3)	12 (100)	
	対応していない	14 (31.8)	14 (43.8)	0 (0.0)	0.008
GHS ラベルの表示	対応している	21 (47.8)	13 (40.6)	8 (66.7)	
	対応していない	23 (52.3)	19 (59.4)	4 (33.3)	0.179
SDS の周知	対応している	29 (65.9)	19 (59.4)	12 (100)	
	対応していない	13 (29.5)	13 (40.6)	0 (0.0)	0.009
化学物質管理者の配置	対応している	33 (75.0)	21 (65.6)	12 (100)	
	対応していない	11 (25.0)	11 (34.4)	0 (0.0)	0.021

数値は事業場数 (%) を示す。ただし、四捨五入の関係で、合計が100% にならないことがある。

GHS: Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals, SDS: Safety Data Sheet

*フィッシャーの正確確率検定もしくは Pearson の χ^2 検定

表3 歯科医師による特殊健康診断の認知度および実施状況

質問項目	全体 (n=44)	従業員数			p 値*
		50人未満 (n=32)	50人以上 (n=12)		
労働安全衛生法に基づく歯科医師による特殊健康診断の実施が義務付けられていることをご存じですか。	はい	29 (65.9)	17 (53.1)	12 (100)	0.003
	いいえ	15 (34.1)	15 (46.9)	0 (0.0)	
歯科医師による特殊健康診断を実施されていますか。	はい	19 (43.2)	9 (28.1)	10 (83.3)	0.002
	いいえ	25 (56.8)	23 (71.9)	2 (16.7)	
事業場の労働災害の防止を目的とした歯科医師による職場巡回を行っていますか。	はい	5 (11.4)	3 (9.4)	2 (16.7)	0.620
	いいえ	36 (81.8)	26 (81.3)	10 (83.3)	
	無回答	3 (6.8)	3 (9.4)	0 (0.0)	
令和4年以降、歯科医師による特殊健康診断の結果を、該当する事業所は所轄労働基準監督署長に報告する義務があることをご存じですか。	はい	21 (47.7)	10 (31.2)	11 (91.7)	
	いいえ	22 (50.0)	21 (65.6)	1 (8.3)	0.001
	無回答	1 (2.3)	1 (3.1)	0 (0.0)	
歯科医師による特殊健康診断の結果を、該当する事業所は所轄労働基準監督署長に令和4年以降の新しい様式で報告されていますか。	はい	14 (31.8)	5 (15.6)	9 (75.0)	<0.001
	いいえ	25 (56.8)	23 (71.9)	2 (16.7)	
	無回答	5 (11.4)	4 (12.5)	1 (8.3)	

数値は事業場数 (%) を示す。ただし、四捨五入の関係で、合計が100% にならないことがある。

*フィッシャーの直接確率検定もしくは Pearson の χ^2 検定

満19事業場、50人以上12事業場) が「1年に1度」と回答した(表2)。50人以上の事業場では、すべての事業場が「1年に1度」と回答したのに対して、50人未満の事業場では「2～3年に1度(4事業場)」や「不明(9事業場)」の回答もあり、回答の分布に群間で有意差があった($p<0.05$)。同様に、保護具の使用状況の定期的な確認、SDSの周知、および化学物質管理者の配置の対応状況についても群間でそれぞれ有意差を認めた($p<0.05$)。

3. 歯科医師による特殊健康診断の認知度および実施状況

「労働安全衛生法に基づく歯科医師による特殊健康診断の実施が義務付けられていることをご存じですか」の質問に対して、29(全体の65.9%)の事業場が「はい」と回答した(表3)。しかし、50人未満の事業場における「はい」の回答は17事業場(50人未満の事業場の

表4 歯科医師による特殊健康診断を実施していない理由

質問項目	全体 (n=25)	従業員数		
		50人未満 (n=32)	50人以上 (n=2)	
実施対象者がいない	5 (20.0)	4 (12.5)	1 (50.0)	
費用面の問題がある	4 (16.0)	4 (12.5)	0 (0.0)	
歯科医師による特殊健康診断を実施されていない場合、その理由はどれですか。 (複数回答可)				
依頼先がわからない	10 (40.0)	10 (31.3)	0 (0.0)	
歯科以外の特殊健診への対応で手一杯である	9 (36.0)	9 (28.1)	0 (0.0)	
時間の確保が難しい	9 (36.0)	8 (25.0)	1 (50.0)	

数値は事業場数 (%) を示す。

53.1%) で、50人以上の12事業場 (50人以上の事業場の100%) と比べて有意に低い値となった ($p<0.01$)。さらに、「歯科医師による特殊健康診断を実施されていますか」の質問に対して「はい」と回答した50人未満の事業場は9 (50人未満の事業場の28.1%) しかなく、50人以上の10事業場 (50人以上の事業場の83.3%) と比べて「はい」と回答した割合は有意に低かった ($p<0.01$)。また、「令和4年以降、歯科医師による特殊健康診断の結果を、該当する事業場は所轄労働基準監督署長に報告する義務があることをご存じですか」と「歯科医師による特殊健康診断の結果を、該当する事業場は所轄労働基準監督署長に令和4年以降の新しい様式で報告されていますか」の質問に「はい」と回答した割合についても、50人未満の事業場は50人以上の事業場よりも有意に低い値だった ($p<0.01$)。一方、「事業場の労働災害の防止を目的とした歯科医師による職場巡回を行っていますか」の質問に対して「はい」と回答した事業場数は、50人未満の事業場の3事業場 (50人未満の事業場の9.4%) と50人以上の事業場の2事業場 (50人以上の事業場の16.7%) で、どちらの群も少なかった。

4. 歯科医師による特殊健康診断を実施していない理由

「歯科医師による特殊健康診断を実施されていない場合、その理由はどれですか」の対する回答は、50人未満の事業場において、依頼先がわからない (10事業場)、歯科以外の特殊健診への対応で手一杯である (9事業場)、時間の確保が難しい (8事業場) の順に多かった (表4)。一方、50人以上の事業場では、実施対象者がいない (1事業場) と時間の確保が難しい (1事業場) の

表5 歯科医師による特殊健康診断に関する勉強会等の参加状況とニーズ

質問項目	全体 (n=44)	従業員数			p 値*
		50人未満 (n=32)	50人以上 (n=12)		
事業主として、歯科医師による特殊健康診断に関する勉強会等を開催、もしくは参加されたことはありますか。	はい	10 (22.7)	7 (21.9)	3 (25.0)	1.000
いいえ	34 (77.3)	25 (78.1)	9 (75.0)		
従業員に対して、歯科医師による特殊健康診断に関する勉強会等を開催、もしくは参加させたことはありますか。	はい	5 (11.4)	3 (9.4)	2 (16.7)	0.603
いいえ	39 (88.6)	29 (90.6)	10 (83.3)		
今後、歯科医師による特殊健康診断に関する勉強会があれば事業主として参加を希望されますか。	はい	24 (54.5)	14 (43.8)	10 (83.3)	0.039
いいえ	20 (45.5)	18 (56.3)	2 (16.7)		
未回答	1 (2.3)	1 (3.1)	0 (0.0)		

数値は事業場数 (%) を示す。ただし、四捨五入の関係で、合計が100%にならないことがある。

*フィッシャーの直接確率検定もしくはPearsonの χ^2 検定

回答があった。

5. 歯科医師による特殊健康診断に関する勉強会等の参加状況とニーズ

「事業主として、歯科医師による特殊健康診断に関する勉強会等を開催、もしくは参加されたことはありますか」の質問に対して、10 (全体の22.7%) の事業場が「はい」と回答した (表5)。また、「従業員に対して、歯科医師による特殊健康診断に関する勉強会等を開催、もしくは参加させたことはありますか」の質問に対しては、5 (全体の11.4%) の事業場が「はい」と回答した。どちらの質問も、回答の分布について50人未満の事業場と50人以上の事業場との間に有意差はなかった。一方、「今後、歯科医師による特殊健康診断に関する勉強会があれば参加を希望されますか」の質問に対して、事業主に対しては24 (全体の54.5%)、従業員に対しては16 (全体の36.4%) の事業場が「はい」の回答であった。こちらの2つの質問に関してはどちらも、50人未満の事業場における「はい」の回答率は、50人以上の事業場と比べて有意に低かった ($p<0.05$)。

考 察

本研究では、中小零細製造業を多く含む業界団体に所属する事業場を対象に、歯科医師による特殊健康診断の認知度および実施状況を調査し、従業員数 50 人未満の事業場と 50 人以上の事業場で比較した。その結果、50 人未満の事業場では、50 人以上の事業場と比較して歯科医師による特殊健康診断の認知度・実施率はともに低かった。さらに、令和 4 年以降は定期健康診断結果の報告様式からは歯科健診の記載欄がなくなり、歯科健康診断結果の報告書様式が新たに定められている^{*3}。この新様式による所轄労働基準監督署長への報告義務についても、両群間に顕著な差が認められた。これらの結果は、小規模事業場において、歯科医師による特殊健康診断の制度や報告義務に関する情報共有が不十分であり、実施体制の整備も依然として遅れていることを示唆している。この背景には、小規模事業場では産業医が選任されていない等、労働安全衛生管理体制が十分に構築されていないことが影響している可能性がある。

今回の対象集団において、50 人以上の事業場での特殊健康診断実施率は 83.3% であり、令和元年度に厚生労働省が実施した酸類等を取り扱う事業場の自主点検結果 (55.6%)^{*1} を大きく上回った。このことから、50 人以上の事業場では歯科医師による特殊健康診断の普及が進みつつあると考えられる。一方、50 人未満の事業場における実施率は 28.1% に留まり、令和元年度の自主点検結果 (22.5%)^{*1} とほぼ同水準であった。これらのことから、歯科医師による特殊健康診断の全体的な普及率の向上には、小規模事業場を対象とした制度周知の徹底や実施支援策の強化が不可欠であると考えられる。

50 人未満の事業場で未実施の理由としては、「依頼先がわからない」「他の特殊健診対応で手一杯」「時間の確保が難しい」などが多く挙げられた。これらは、情報提供体制の不足に加え、人員や経営面での制約が背景にあると推察される。そのため、業界団体や行政による依頼先情報の提供に加え、実施方法や報告書作成の支援、さらには事業場の負担軽減策が求められる。加えて、歯科医師による特殊健康診断への参加証明や助成制度との連動といったインセンティブ設計の導入は、制度の定着と実施率向上を後押しする可能性がある。

また、勉強会等の参加希望率は 50 人以上の事業場に比べて 50 人未満の事業場で有意に低かった。現状では、

小規模事業場における知識・理解を深める機会の不足が、制度定着や実施率向上の阻害要因となっている可能性がある。この課題に対しては、勤務時間や場所の制約に配慮したオンライン研修や短時間モジュール化など、柔軟な学習機会の提供が有効と考えられる。

歯科医師による特殊健康診断の対象物質の取り扱い状況については、取り扱う人数を除き、両群間で大きな差はみられなかった。しかし、局所排気装置の点検頻度、保護具使用状況の定期確認、SDS の周知、化学物質管理者の配置などの管理体制には明確な差が認められた。歯科医師による特殊健康診断において職業性歯の酸蝕症を疑うためには、実際に酸蝕症のリスクがある作業場の有無を巡視により確認することが重要である²⁾。本研究の結果は、小規模事業場における管理体制の脆弱さを示しており、それゆえ歯科医師による巡視の必要性が一層強調される。

本研究の限界として、対象が特定の業界団体に限定され、回答率も 25.9% と高くないことから、結果の一般化には慎重を要する。また、自己申告形式である調査のため、社会的望ましさバイアスや記憶の不確かさの影響を完全には排除できない。

以上より、令和 4 年の法改正を契機として歯科医師による特殊健康診断の実施促進が期待される一方、小規模事業場では依然として情報不足や運用上の障壁が存在することが明らかとなった。今後は、小規模事業場を対象とした情報提供体制と実施支援策の構築が喫緊の課題である。

謝 辞

本論文に関して、申告するべき利益相反はありません。また、本研究にご協力いただきましたすべての事業場に心より感謝いたします。

文 献

- 1) 上條英之：産業歯科口腔保健の現状と今後について。歯科学報 124 : 85-94, 2024.
- 2) 矢崎 武：歯科医師による健康診断マニュアル、愛知県歯科医師会監修、愛知、2024, 54-57 頁。

著者への連絡先：友藤孝明 〒 501-0296 岐阜県瑞穂市穂積 1851 朝日大学歯学部口腔感染医療学講座社会口腔保健学分野

TEL&FAX : 058-329-1496
E-mail : tomofu@dent.asahi-u.ac.jp

*3 厚生労働省：本省版リーフレット、<https://www.mhlw.go.jp/content/000978579.pdf> (2025 年 11 月 3 日アクセス)。

Survey on Special Health Checkups Conducted by Dentists Targeting Industry Groups with Small and Medium-sized Manufacturing Companies

Takatoshi YONENAGA¹⁾, Eriko YASUDA^{2,3)}, Tetsuo YONENAGA²⁾, Tetsuji AZUMA¹⁾, Komei IWAI¹⁾, Yasuyuki SASAI¹⁾, Koichiro TABATA¹⁾ and Takaaki TOMOFUJI¹⁾

¹⁾Department of Community Oral Health, School of Dentistry, Asahi University

²⁾Yonenaga Dental Clinic

³⁾Department of Preventive and Community Dentistry, Osaka Dental University

Abstract: Under Article 66, Paragraph 3 of the Labour Safety and Health Act and Article 48 of the Labour Safety and Health Regulations, employers are required to conduct regular dental health examinations for workers engaged in hazardous work at the time of hiring or reassignment, and then at least once every 6 months thereafter. Thus, while the implementation of special health examinations by dentists is legally mandated, reporting on their actual implementation remains limited. Therefore, in this study, with the cooperation of industry associations, involving many small and medium-sized manufacturing companies, we conducted a questionnaire survey to investigate the status of implementing special health examinations conducted by dentists within workplaces. The survey period was from October 16 to November 22, 2024, and responses were accepted via Google Forms or fax. Responses were received from 44 of 170 workplaces (25.9%). The percentage of workplaces that answered “yes” to the question: “Do you conduct special health examinations involving dentists?” was 83.3% for workplaces with 50 or more employees, but only 28.0% for those with fewer than 50 employees. Among workplaces with fewer than 50 employees, the most common reasons for not conducting such examinations were “unclear where to request the service”, “already overwhelmed with other special health examinations”, and “difficulty securing time”. These results suggest that special health examinations conducted by dentists are not sufficiently widespread in small-scale workplaces. In particular, the high number of responses indicating “unclear where to request the service” suggests the need to establish an information-provision system targeting small-scale workplaces.

J Dent Hlth 76: 55-60, 2026

Key words: Small and medium-sized manufacturing companies, Special health checkups, Fact-finding surveys

Reprint requests to T. TOMOFUJI, Department of Community Oral Health, 1851 Hozumi, Mizuho, Gifu 501-0296, Japan

TEL&FAX: 058-329-1496/E-mail: tomofu@dent.asahi-u.ac.jp